

持分会社の社員の持分に対する質権の設定等についての承諾書

当社の社員の持分のうち_____が所有する持分会社の社員の持分について、
所得税法第137条の2第1項
所得税法第137条の3第1項 の規定による国外転出時課税制度に係る納税猶予の
所得税法第137条の3第2項
特例の適用を受けるため、下記のとおり、同制度に係る担保として_____税務署長に提供し、
当該持分に税務署長が質権を設定すること及び当該持分の譲渡制限を解除することに
ついて、社員全員の同意の上承諾します。

記

1 質権の目的とする持分会社の社員の持分

(会社名) _____

(会社の所在地) _____

(社員の持分の名義) _____ 名義 (口数又は金額) _____ 口又は円

※その他社員の持分を特定する情報があれば記載してください。

(注) 当該社員の持分については、当該承諾の時点において、下記3の税務署長の質権のほかには、他の質権の設定又は差押えその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであることを当社が確認しました。

2 質権により担保される債権額

令和_____年分所得税及び復興特別所得税の額のうち、国外転出時課税制度に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額 _____円 並びに
利子税の額 _____

3 質権者

_____ 税務署長

4 質権設定者

住所 _____ 氏名 _____

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(所在地) _____

(会社名) _____

(役職) _____ (氏名) _____ (印)

「持分会社の社員の持分に対する質権の設定等についての承諾書」

「持分会社の社員の持分に対する質権の設定等についての承諾書」は、国外転出時課税制度に係る納税猶予の担保として持分会社の社員の持分を提供する場合に、所得税法施行規則第 52 条の 2 第 1 項第 2 号又は同規則第 52 条の 3 第 1 項に規定（準用の場合を含む。）される「合名会社、合資会社又は合同会社が、質権の設定について承諾したことを証する書類」として当該合名会社、合資会社又は合同会社（持分会社）が作成するものです。

作成された当該承諾書については、①登記所又は公証人役場において日付のある印章の押印を受ける（いわゆる「確定日付」の付与）、②郵便法第 48 条第 1 項の規定により内容証明を受ける（いわゆる「内容証明郵便」による郵送）、のいずれかの手続を了した後に税務署長等に提出してください。

【記載要領】

1 様式の「その 1」「その 2」

持分会社の業務の執行について代表社員が選任されている場合は「その 1」により作成してください。また、代表社員が選任されていない場合は「その 2」により作成してください。

(注) 様式その 1 により作成する場合には、社員全員による質権の設定及び譲渡についての制限の解除に関する同意を了した旨が確認できる社員総会の議事録の写し等を作成し添付してください。

2 「質権の目的とする持分会社の社員の持分」欄

担保として提供する持分に係る会社名、所在地、名義、口数等を記載してください。

また、当該持分会社の社員の持分については、会社の承諾の時点において、本件納税猶予に係る税務署長の質権のほかには、他の質権の設定又は差押えその他当該持分に担保の設定又は処分の制限（民事執行法その他の法令の規定による処分の制限をいいます。）がされていないものであること確認してください。

3 「質権により担保される債権額」欄

国外転出時課税制度に係る納税猶予の特例の適用を受けようとする所得税及び復興特別所得税の額を記載してください。

4 「質権者」欄

納税猶予に係る担保の提供先（質権者）である所轄税務署長名を記載してください。

5 「質権設定者」欄

納税者（質権設定者）の住所氏名を記載してください。

6 「年月日」欄

この承諾を行った年月日を記載してください。

7 会社名、社員欄

会社作成用（その1）・・・この承諾を行う持分会社の印（会社の代表者印）を押印してください。

会社作成用（その2）・・・代表社員が選任されていない場合に作成する様式ですから、各社員が自署・押印（個人印）してください。

(注) 1 この承諾書には上記7の持分会社又は社員の印に係る印鑑証明書を添付してください。

2 適用を受けようとする納税猶予に応じて、様式中の不要文字を抹消してください。